

桑名市告示第117号

桑名市介護保険特別給付通院等乗降介助サービス費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市介護保険特別給付通院等乗降介助サービス費支給要綱の一部を改正する告示

桑名市介護保険特別給付通院等乗降介助サービス費支給要綱（平成27年桑名市告示第152号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要支援者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護における通院等乗降介助（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に規定する「通院等乗降介助」をいう。以下同じ。）」を「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第4項に規定する要支援者に対し、通院等乗降介助」に、「通院等介助サービス」を「通院等乗降介助サービス」に改める。

第5条を削る。

第4条第1項中「利用者を担当する地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の職員又は介護支援専門員は、通院等介助サービスが必要となる理由書、利用者の基本情報等をあらかじめ市長に提出し、必要に応じて」を「指定居宅介護支援事業者等は、通院等乗降介助サービスの提供が行われるまでに、特別給付（通院等乗降介助）が必要な理由書（様式第1号）に利用者の基本情報等が記載された書類を添えて市長に提出するほか、必要に応じて利用者のケアマネジメントに当たって、」に、「ケアマネジメントを実施する」を「措置を講じる」に改め、同条第2項中「第2条第1号に該当する利用者を担当する地域包括支援センターの職員又は介護支援専門員は、前項の提出書類に加え、」を「利用者が、別表第1項の事由の欄に規定する事由に該当することにより通院等乗降介助サービスを利用しようとするときは、当該利用者に係る指定居宅介護支援等事業者等は、前項の提出書類のほか」に、「提出する」を「提出するものとする」に改め、同条第3項中「通院等介助サービス」を「通院等乗降介助サービス」に、「前条に規定するサービス」を「通院等乗降介助サービス」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「通院等介助サービス」を「通院等乗降介助サービス」に、「前条に規定する対象者のうち」を「利用者に対して、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等による」に改め、「当該サービスを利用する者（以下「利用者」という。）に対し」を削り、同条第2項中「通院等介助サービス」を「通院等乗降介助サービス」に、「の報酬算定要件等を満たす」を「に係る規定の例により提供する」に改め、同条第3項中「通院等介助サービス」を「通院等乗降介助サービス」に、「かつ、」を「かつ」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 通院等乗降介助サービスは、別表の事由の欄に規定する事由に該当する場合において、同表の利用目的の欄に規定する目的に限り、同表の通院等乗降介助サービスを受けられる期間の欄に規定する期間、利用することができる。

第3条を第4条とする。

第2条中「に住所を有する本市の介護保険」を「の区域内に住所を有する本市が行う介護保険の」に、「在宅生活者で次の各号のいずれかに該当する者」を「居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。）であって、次の各号のいずれにも該当しないもの」に改め、同条ただし書を削り、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護又は同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を利用している者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第10項に規定する施設入所支援又は同条第17項に規定する共同生活援助を受けている者
- 第2条に次の2号を加える。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- (4) 病院又は診療所（以下「医療機関」という。）に入院している者

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通院等乗降介助 法第40条第1号に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる通院等乗降介助（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）の別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費イからハマまでの注4に規定する通院等乗降介助をいう。）をいう。
- (2) 利用者 次条に規定する対象者であつて、通院等乗降介助サービスを利用するものをいう。
- (3) 指定居宅介護支援事業者等 利用者に対して福祉サービスを適切に利用できるよう必要な援助（法第46条第1項の規定による居宅介護サービス計画費の支給、法第58条第1項の規定による介護予防サービス計画費の支給又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業に係る法第115条の45の3第1項の規定による第1号事業支給費の支給の対象となる援助を含む。）を行う指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）又は指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）をいう。

第18条を第19条とする。

第17条中「通院等介助サービス」を「通院等乗降介助サービス」に改め、同条を第18条とする。

第16条第1項中「利用者に対する」の次に「通院等乗降介助」を、「市」の次に「、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等」を加え、「、当該利用者に係るケアマネジメント等による援助を行う指定居宅介護支援事業所」を削り、同条第3項中「利用者に対する」の次に「通院等乗降介助」を加え、同条を第17条とする。

第15条を第16条とする。

第14条中「この事業」を「通院等乗降介助サービスの提供」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第1項中「第4条第1項に規定する理由書を作成する場合は、市が当該理由書を作成するための」を「指定居宅介護支援等事業者等が第5条第1項に規定する理由書を作成したときは、市長は、指定居宅介護支援等事業者等に対して、当該理由書の作成に係る」に改め、「、地域包括支援センターの職員が理由書を作成した場合においては当該地域包括支援センターの職員が属する指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）へ、介護支援専門員が理由書を作成した場合においては当該介護支援専門員が属する指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）へ」を削り、同項ただし書中「法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費を受給する場合は、この限りでない」を「、理由書を作成した日の属する月において、法第46条第1項の規定による居宅介護サービス計画費の支給、法第58条第1項の規定による介護予防サービス計画費の支給又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業に係る法第115条の45の3第1項の規定による第1号事業支給費の支給を受ける場合を除く」に改め、同条第2項中「1,500円」の次に「に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額」を加え、同条第3項中「指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援等事業者等」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条第1項中「サービス費から第8条第1項の規定に基づき算出した利用者の負担額を控除した額」を「通院等乗降介助サービス費」に、「（様式第1号）」を「（様式第4号）」に、「（様式第2号）」を「（様式第5号）」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とする。

第8条第1項中「相当する額」の次に「（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加え、同条第2項中「支払う」を「支払うものとする」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「通院等介助サービス」を「通院等乗降介助サービス」に、「1,030円」を「1,010円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「通院等介助サービス」を「通院等乗降介助サービス」に改め、同条第1号中「第2条」を「第3条」に改め、同条第2号から第5号までを削り、同条第6号中「的確でない」と判断されるを「適正でない」と市長が認める」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

（サービス提供事業者）

第6条 サービス提供事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条に規定する指定訪問介護事業者（以下「指定訪問介護事業者」という。）であること。
 - (2) 指定居宅サービス等基準第5条に規定する指定訪問介護事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）において通院等乗降介助の提供を行っていること。
 - (3) 市長に桑名市介護保険特別給付通院等乗降介助サービス実施届出書（様式第2号）を届け出ていること。
- 2 サービス提供事業者は、通院等乗降介助を提供する指定訪問介護事業所の指定居宅サービス等基準第5条に規定する訪問介護員等を通院等乗降介助サービスの提供に当たらせなければならない。
- 3 サービス提供事業者が第1項第1号及び第2号のいずれかに該当しなくなったとき、同項第3号に規定する届出において提供を希望する年度の末日を経過したとき又は桑名市介護保険特別給付通院等乗降介助サービス廃止届出書（様式第3号）を提出したときは、当該サービス提供事業者の資格を失う。
- 別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

	事由	利用目的	通院等乗降介助サービスを受けられる期間
1	医療機関に30日以上入院した後、当該医療機関から居宅（法第8条第2項に規定する居宅をいう。以下同じ。）に退院した場合。ただし、当該入院をした日以後に行った法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定、同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請、法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定又は同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請によって、利用者が法第19条第2項に規定する要支援認定（以下「要支援認定」という。）を受けた場合に限る。	居宅から医療機関への通院のため	退院した日から起算して3箇月間
2	法第41条第1項に規定する要介護被保険者が、要支援認定を受けた場合。ただし、利用者が当該要支援認定を受けた日の属する月において、通院等乗降介助の提供を受けている場合に限る。	左欄ただし書における通院等乗降介助の利用の目的と同じ目的	要支援認定の有効期間の初日から起算して3箇月間

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

<p>通院等乗降介助サービスの利用事由</p> <p>※該当するものにレ点を付してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 医療機関に30日以上入院した後、当該医療機関から居宅に退院した場合（当該入院をした日以後に行った要介護認定等の申請によって、利用者が要支援認定を受けた場合に限る。）。</p> <p><input type="checkbox"/> 要介護被保険者が、要支援認定を受けた場合（利用者が当該要支援認定を受けた日の属する月において、通院等乗降介助の提供を受けている場合に限る。）。</p>	
<p>介護の状況及び通院等乗降介助サービスが必要な理由</p>		
<p>現在の通院等の状況又は利用の想定</p>	<p>通院先</p> <p>※病院名等をご記入ください</p>	
	<p>通院等乗降介助を使う頻度</p>	<p>（一週 ・ 一月）あたり _____ 回</p> <p>※片道で1回とカウントしてください。</p>

事業所名

桑名市介護保険特別給付通院等乗降介助サービス費明細書（ 月分）

様の介護保険特別給付通院等乗降介助サービス費は下記のとおりです。

算定回数	サービス費総額 ① (単価1,010円×回数×1.1) (小数点以下切捨て)	利用者負担額 ② (単価333円×回数)	請求額 ①-②
回	円	円	円

《サービス実績内訳》

日	時間	ヘルパー氏名	利用者確認欄
	: ~ :		
	: ~ :		
	: ~ :		
	: ~ :		
	: ~ :		
	: ~ :		
	: ~ :		
	: ~ :		

附 則
この告示は、令和6年4月1日から施行する。